

《研究ノート》

東日本大震災復興特別会計設置の意義

玉川 紘美¹

要約：

2011年3月11日に発生し、戦後最大の被害を出した東日本大震災からの復旧・復興においては、さまざまな制度が新設された。そのうちの一つが東日本大震災復興特別会計(復興特別会計)である。近い将来、わが国で南海トラフ巨大地震や首都直下型地震が発生する可能性が指摘されていることを踏まえると、東日本大震災からの復旧・復興に際し運用されている復興特別会計を見直し、その意義を確認することは重要であろう。本稿では、東日本大震災からの復旧・復興に要した経費の決算説明のあり方を整理するとともに、決算説明のあり方は、将来の発災時に役立つ情報を提供し得るのかを検討することを目的とした。

東日本大震災からの復旧・復興に要した経費について、その決算説明のあり方を一般会計と復興特別会計で比較したところ、復興特別会計での決算説明は一般会計でのそれより複雑さが低減していたため、特別会計設置の意義を見いだせた。その一方で、決算説明のあり方は将来の発災時に役立つ情報を提供し得るのかという点では、改善の余地があると考える。

キーワード：東日本大震災復興特別会計、一般会計、特別会計

はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災からの復旧・復興に際し、2012年度から「東日本大震災復興特別会計」(以下、「復興特別会計」とする)が設置され、復興債等を活用して編成された予算は2020年度まで44兆7478億円に上っている(日本経済新聞2023)。

災害からの復旧・復興は、被災者・被災地のために行われるべきものである。すると、復興特別会計も、被災者・被災地のことを考えて制度設計され、運用されるべきものである。ところが、三好・佐藤(2017)は、2013年に会計検査院が

復興事業を検査した結果、執行停止となった事業があったことに着目し、488の復興関連事業の再分類を行った。その結果、予算額全体の7.9%にあたる143事業が被災地を対象としておらず、復旧にも属さず、防災の要素も含まれていない内容であり、一般会計と特別会計の整合性を図った新設特別会計であれば、事業の非効率性は避けられたのではないかと指摘している。

また、東日本大震災は戦後最大の被害を出した大規模災害であったことから、通常の災害対策における財源対策や財政制度では対応できなかつたため、2011年11月30日に成立した「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(以下、「復

¹ 関西学院大学商学部

興財源確保法」とする)に基づいて復興財源の調達が行われるようになった。そのほか、復興庁¹⁾の新設や復興特別会計の設置といったさまざまな制度が新設された。宮入(2018)は、これら東日本大震災からの復旧・復興にあたり新設された制度の意義や限界、問題点を総括する必要性を指摘している。

わが国では、近い将来、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震といった災害が発生する可能性が指摘されている。上述した問題点を踏まえると、東日本大震災からの復旧・復興に際し運用されている復興特別会計を見直し、新設したことの意義を確認する必要があるだろう。各施策や事業に対して、正しく財源が配分されているのかといった点は財政学の領域になるため本稿では取り扱わず、本稿では、東日本大震災からの復旧・復興に要した経費に関する決算説明のあり方を整理することを主たる目的とする。

1 国の会計制度

1.1 予算と決算

国は、国民から徴収した税金を主たる財源としてさまざまな行政活動を行っている。国が実施する財政活動を財政面から明らかにするための制度が国の会計である。国の会計に係る基本原則は、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」(日本国憲法第83条)ということであり、財源を活用するには「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない」(日本国憲法第86条)ことが定められている(石崎 2016:13)。

わが国の会計期間は毎年4月1日から翌年3月31日であり(財政法第11条)、予算の編成から成立までの大まかな流れは次のとおりである。すなわち、予算の編成は、当該予算を執行する会計年度の前年に行われるが、まず、各省庁は予算執行年度の歳入歳出を見積り、概算要求書を作成して財務省に提出する。その後、財務省は提出された概算要求書の査定等を行い、政府原案を内閣に

提出する。政府原案が閣議決定されると、内閣はそれを国会に提出し、国会で審議、議決され予算が成立する(石崎 2016:18; 国税庁 2023)。

このような手続きを経て成立した予算は、当該予算を執行する会計年度が終わると決算が行われる。決算とは、各省庁の長に配布された予算の執行結果であり、「国の収入収支の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」(日本国憲法第90条)ことが定められている(石崎 2016:19)。

決算の手続きは、まず、各省庁が当該会計年度の歳入歳出に関する決算報告書を作成し、財務大臣へ提出する。財務大臣は、各省庁から送付された決算報告書をもとに決算を作成し、閣議を受ける。閣議決定を受けた決算は、内閣に対して独立した立場にある会計検査院へ送付され、会計検査院の検査を受ける。会計検査院は、決算の検査を行い、決算と決算検査報告を国会へ提出する。そして、国会で決算審査が行われる(石崎 2016:19-20)。

1.2 一般会計と特別会計

国の会計には、一般会計と特別会計がある。国の会計は、毎会計年度における国の施策を網羅して通観できるように、単一の会計で経理することが望ましいとされており、ここで行われる会計を一般会計という。しかし、国の行政活動は広範に及ぶため、一般会計のみを用いることで、特定の事業の状況や資金の運営実績等が不明確になってしまう可能性がある。そのような場合には、一般会計とは別の会計を設けて、そこで特定の事業に対する歳入と歳出を経理する。これを特別会計といい、東日本大震災からの復旧・復興においては、平成24年度より復興特別会計が設けられている(財務省主計局 2022:160)。つまり、東日本大震災からの復旧・復興に要した経費は、平成22年度と23年度は一般会計で、平成24年度以降は特別会計で経理し、報告されている(会計検査院 2012a:26-30)。

国の会計の特徴は、決算よりも予算が重要視されることである(黒木 2019:39)。そのため、予

算を編成する段階で、それぞれの施策に対して充當される予算が公表される。また、決算に関しては国会で決算審査が行われるが、その際、予算は適法に、そして、目的どおりに執行されたか、その効果を発揮できたかという観点から審査される（参議院 2023）。したがって、決算説明として公表される文書や会計検査院の検査報告書では、予算の執行状況について詳細な報告がされている。

2 会計の意義と目的

会計にはさまざまな領域がある。経済活動を実施している経済主体の主たる目的が利潤の追求であれば、当該主体は営利企業であり、これらの企業を対象とした会計が企業会計である。一方、利潤を追求しない経済主体を対象としている会計が非営利会計であり、国や地方公共団体等が行う会計を指す。

企業会計であれ非営利会計であれ、会計とは、経済主体が実施する経済活動を貨幣単位で認識、測定し、報告書にまとめて利害関係者に報告するためのシステムである。つまり、公表された報告書は、当該主体の経済活動を写像したものである（桜井 2023:1-2）。

既述したとおり、国が行う活動に必要な財源は、国民から税金等を徴収することで賄われているため、成立した予算は適切だったのか、予算は適切に執行されたのかという点について、国は、国民に対する説明責任を果たす必要がある（廣瀬 2019:39-40）。国の会計においてこの目的が重要であることは言うまでもないが、復興特別会計に

おいては、他なる目的を追加できると考える。

現在、わが国では災害が多発しており、将来、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震が発生するといわれている。会計が、経済主体の活動を写像するものなのであれば、復興特別会計を用いて東日本大震災からの復旧・復興に要したすべての費用を開示することが、今後災害が発生した際に、どの程度の復旧・復興費用が必要なのかを知るために有用な情報になるのではないだろうか。有益な情報になり得るかを知るためにも、復興特別会計での報告がどのようなものか知る必要がある。

そこで以後の節では、東日本大震災から復旧・復興に要した経費の決算説明のあり方を整理するとともに、決算説明のあり方は、将来の発災時に役立つ情報を提供し得るのか検討する。なお、平成 24 年度以降は復興特別会計が用いられているため、当該年度以降の決算報告のあり方は同じである。したがって本稿で対象とする会計年度は、平成 22 年度から平成 24 年度の 3 年間とする。また、本稿で示す歳入・歳出の金額について、本文中では億単位で、各表においては千単位で示すこととする。

3 東日本大震災からの復旧・復興に係る経費の財源

表 1 は、東日本大震災からの復旧・復興のための経費の財源とその金額を示している。平成 22 年度は予備費 678 億余円、平成 23 年度は予備費および既定経費の減額や平成 22 年度の決算剰余金、復興債等を財源として 15 兆 2579 億余円、平

表 1 東日本大震災からの復旧・復興のための経費の財源と金額

(単位：千円)

会計年度	会計の種類	財源	使用額
平成 22 年度	一般会計	予備費	67,825,062
平成 23 年度		予備費 既定経費の減額分・決算剰余金・復興債等（補正予算）	15,257,954,000
平成 24 年度	東日本大震災 復興特別会計	復興債・復興特別税等	4,970,657,595

出所：財務省 2011a, 2011b, 2011c, 2011d, 2012a, 2012e をもとに作成。

成24年度は復興債や復興特別税等を財源として4兆9706億余円が復旧・復興のための経費に充當された。なお、予備費の支出について、内閣は事後に国会の承諾を得なければならないことが定められているため（日本国憲法第87条第2項）、予備費の金額は予算ではなく実際の使用額であり、平成23年度の補正予算で東日本大震災関連経費の予算が初めて組まれた。

3.1 平成22年度——予備費の活用

東日本大震災は平成23年3月11日という平成22年度の途中に発生している。年度途中に予期せぬ事態が発生し新たな経費が必要となった場合、その対応方法として予備費を活用する方法と補正予算を編成する方法がある（大石2009:13）。国は、東日本大震災からの復旧・復興に要する経費のために、平成23年度に補正予算を編成したが、発災から補正予算成立までに必要となった経費負担を伴う緊急対応に関しては予備費を活用した。平成23年3月に、平成22年度の予備費678億余円を表2のように使用した（財務省2011a）。

具体的に、内閣府所管の301億余円は、被災地において避難生活の安心を確保するために応急的に必要な物資を緊急支援するため、厚生労働省所管の300億余円は、災害救助法に基づいて岩手県、宮城県および福島県が行う災害救助に要する経費の増加に伴う災害救助費等負担金の予算の不足を補うため、経済産業省所管の16億余円は、

被災地のうち燃料の供給が困難な地域において、住民へガソリン等の安定的な供給を確保するため、国土交通省所管の4億余円は、被災地域の海上の安全および治安の確保を図るために海上保安庁が実地する海難救助等への経費の支出のため、防衛省所管の53億余円は被災地域へ派遣された自衛隊の部隊が実施する救援活動および支援活動に必要な経費の支出のために使用された（財務省2011a）。

3.2 平成23年度 ——予備費の活用および補正予算の編成

既述のとおり、国の会計期間は毎年4月1日に始まり、3月31日に終了する。東日本大震災発生の翌月4月から新しい会計年度が始まるが、東日本大震災は会計年度最終月の3月に発生したため、平成23年度の当初予算に東日本大震災に関連する経費は含まれていない。国は補正予算が成立するまでの対応として、平成22年度の予備費に引き続き、表3のとおり、平成23年4月に平成23年の予備費503億余円を、厚生労働省所管で、災害救助法に基づいて県が実施する災害救助に要する経費の増加に伴う災害救助費等負担金の予算の不足を補うために充当した。なお、これは応急仮設住宅の建設等に使用されている（財務省2012a；福嶋2011a:26）。

平成23年4月から補正予算の編成が行われた。第一次補正予算は4月22日に閣議決定され、同

表2 東日本大震災からの復旧・復興のための平成22年度予備費の使途

(単位:千円)

財源	所管	事項	金額
予備費	内閣府	被災地が応急的に必要な物資の緊急支援	30,157,036
	厚生労働省	災害救助法に基づく岩手県、宮城県、福島県への災害救助費等負担金の補填	30,099,376
	経済産業省	ガソリン等のエネルギーの供給の確保	1,697,634
	国土交通省	海上保安庁による海難救助等	485,442
	防衛省	自衛隊による救援活動等	5,385,574
			合計 67,825,062

出所：財務省2011aをもとに作成。

表3 東日本大震災からの復旧・復興のための平成23年度予備費の使途

(単位：千円)

財源	所管	事項	金額
予備費	厚生労働省	災害救助費等負担金（応急仮設住宅の建設等）	50,329,752

出所：財務省 2012a；福嶋 2011a:1 をもとに作成。

月28日に国会に提出、5月2日に参議院本会議で可決され成立した。金額にして4兆153億余円であり、主に復旧事業のための経費が計上されている。これら復旧経費の財源は、子ども手当や高速道路の原則無料化社会実験の一時凍結に伴う道路交通円滑化推進費、基礎年金国庫負担の年金特別会計への繰入といった既定経費を減額して賄っている（財務省 2011b:1）。

その後、第二次補正予算が7月5日に閣議決定され、同月15日に国会に提出、同月25日に成立した。第二次補正予算での歳出追加額は1兆9987億余円であり、ここでは原子力損害賠償や被災者支援のための経費といった早急に対応が必要な施策が盛り込まれた（福嶋 2011b）。これらの財源は、平成22年度の決算剰余金で全額賄われている（財務省 2011c:2）。

第三次補正予算は、10月21日に閣議決定され、同月28日に国会に提出、11月21日に成立した。第三次補正予算では、第一次補正予算の財源として活用された基礎年金国庫負担分の補填を除くと、9兆2438億余円が歳出追加額として計上された。第三次補正予算は本格的な復興のために必要な経費が追加され、これら経費の主な財源の95%は、復興財源確保法に基づいて発行される復興債³⁾で賄われる（財務省 2011d:1；福嶋 2011c:1-5）。表4では平成23年度補正予算総額15兆2579億余円の経費項目別の歳出予算額を示している。⁴⁾

3.3 平成24年度

—東日本大震災復興特別会計の設置

平成24年からの取り組みとして、同年2月10日に復興庁が設置され、平成24年度から、東日本大震災からの復興に係る歳入・歳出は、復興特別会計で経理されることになった。

復興特別会計は、復興財源確保法に基づき、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに、平成24年度以降の復興施策の主な財源となる復興債の償還を適切に管理するため設置された（復興財源確保法附則第18条）。復興特別会計が設けられたことにより、震災からの復興にかかる歳入・歳出が一般会計から切り離されて報告されるため、復興に要した経費等の状況が把握しやすくなるであろう。

復興特別会計では、復興財源確保法で規定された復興債の発行や復興特別税収（復興特別所得税および復興特別法人税）による収入金が主な歳入、すなわち財源となり、復興施策が実施される。平成24年度における復興特別会計の歳入には、表5のとおり、当初予算で3兆7753億余円、第一次補正予算で1兆1952億余円が計上され、歳出として、復興関連経費の予算が表6のとおりに計上された（財務省 2012c；財務省 2012d）。

表 4 平成 23 年度補正予算：復興関連経費に関する経費項目別の歳出予算額

(単位：千円)

経費項目	第一次補正予算	第二次補正予算	第三次補正予算	合計
災害救助等関係経費	482,897,000	—	94,120,000	577,017,000
災害救助費	362,584,000	—	30,072,000	392,656,000
災害救護貸付金	34,970,000	—	—	34,970,000
生活福祉資金貸付事業費	25,677,000	—	16,500,000	42,177,000
災害弔慰金等	48,505,000	—	—	48,505,000
被災者緊急支援経費	11,162,000	—	47,547,000	58,709,000
災害廃棄物処理事業費	351,933,000	—	385,953,000	737,886,000
災害対応公共事業関係費（第 1 次） 公共事業等の追加（第 3 次）	1,201,949,000	—	1,473,435,000	2,675,384,000
災害復旧等事業費	1,043,834,000	—	870,578,000	1,914,412,000
一般公共事業関係費	158,115,000	—	199,036,000	357,151,000
施設費等	—	—	403,821,000	403,821,000
施設費災害復旧費等	416,037,000	—	—	416,037,000
災害関連融資関係経費	640,668,000	—	671,560,000	1,312,228,000
地方交付税交付金	120,000,000	545,469,000 ⁵⁾	1,663,525,000	2,328,994,000
東日本大震災復興交付金	—	—	1,561,184,000	1,561,184,000
その他の東日本大震災関係経費 原子力損害賠償法等関係経費（第 2 次）	801,846,000	—	2,463,101,000	3,264,947,000
原子力災害復興関係経費（第 3 次）	—	275,404,000	355,780,000	631,184,000
全国防災費	—	—	575,189,000	575,189,000
被災者支援関係経費	—	377,386,000	—	377,386,000
東日本大震災復興対策本部運営経費	—	518	—	518
東日本大震災復旧・復興予備費	—	800,000,000	△ 234,325,000	565,675,000
合計	4,015,330,000	1,998,777,000	9,243,847,000 ⁶⁾	15,257,954,000

注：各経費項目の支出目的は、財務省 2011b, 2011c, 2011d を確認されたい。

出所：財務省 2011b, 2011c, 2011d をもとに作成。

表 5 平成 24 年度の復興関連経費の財源（歳入）

(単位：千円)

財源	当初予算	第一次補正予算	合計
復興特別所得税	49,500,000	—	49,500,000
復興特別法人税	481,000,000	25,200,000	506,200,000
復興公債金	2,682,300,000	△ 279,000,000	2,403,300,000
一般会計より受入	550,734,325	1,449,252,401	1,999,986,726
公共事業費負担金収入	10,359,237	△ 170,758	10,188,479
災害等廃棄物処理事業費負担金収入	1,262,587	—	1,262,587
雑収入	219,803	—	219,803
合計	3,775,375,952	1,195,281,643	4,970,657,595

出所：財務省 2012c, 2012d, 2012e, 2013a をもとに作成。

表6 平成24年度の復興関連経費に関する経費項目別の歳出予算額

(単位：千円)

経費項目	当初予算	第一次補正予算	合計
災害救助等関係経費	76,205,000	—	76,205,000
災害廃棄物処理事業費	344,245,000	—	344,245,000
公共事業等の追加	509,145,000	—	509,145,000
災害関連融資関係経費	120,979,000	—	120,979,000
地方交付税交付金	549,030,000	—	549,030,000
東日本大震災復興交付金	286,760,000	—	286,760,000
原子力災害復興関係経費	481,117,000	—	481,117,000
全国防災対策費	482,691,000	—	482,691,000
その他の東日本大震災関係経費	399,869,000	—	399,869,000
国債整理基金特別会計への繰入	125,334,000	989,524,000	1,114,858,000
東日本大震災復旧・復興予備費	400,000,000	—	400,000,000
社会インフラ整備・住民の定着促進等対策費	—	196,451,000	196,451,000
産業の復興と雇用機会の創出	—	51,226,000	51,226,000
原子力災害等対策費	—	70,039,000	70,039,000
既定経費の減額	—	△ 111,958,000	△ 111,958,000
合計	3,775,375,952	1,195,281,643	4,970,657,595

注：財務省が公表する歳出に関する予算は百万円の単位で報告されているが、千円単位で表示しているため、合計額は一致していない。なお、合計額は表5の歳入の合計額と一致させている。

出所：財務省 2012c, 2012d, 2012e, 2013a；復興庁 2023b；会計検査院 2013a:32 をもとに作成。

で表8のように報告されている。

4 決算報告

前節のとおりに東日本大震災からの復旧・復興に要する経費が予算計上され、復興施策が実施された。では、これらはどのように決算で説明されているのだろうか。

4.1 平成22年度——一般会計での決算説明

平成22年度は一般会計の予備費を活用して復旧作業が実施され、決算に関する報告書として、「平成22年度一般会計歳入歳出決算」が平成23年11月22日に国会に提出された。一般会計歳入歳出決算ではまず、(A)「一般会計歳入歳出決算説明」において表7で示す事項が報告され、その後に(B)「歳入歳出決算及び各事項の計算」で所管別の報告がされている。

平成22年度に震災からの復旧に要した経費は予備費を活用して実施されたため、表7の太枠で囲っている「第2歳出」の「(3)予備費使用」

4.1.1 一般会計歳入歳出決算説明での説明のあり方

(A)「一般会計歳入歳出決算説明」の「第2歳出」の「(3)予備費使用」(表8)と表2を比較すると、防衛省所管の防衛本省共通費のみ金額が異なっている。これは、防衛省が自衛隊による救援活動等への経費として使用した53億余円(表2)以外の事項でも予備費を使用したためである。つまり、予備費の使用においては国会で事後に承諾を受けるため、決算説明で報告されている内容は、予備費の使用に関して国会へ提出された「平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)」と一致する。しかしながら、同一省庁において同じ項の区分で予備費を使用した場合、決算説明では、それらは総額で表示されるため、決算説明のみ確認するだけでは震災からの復旧に関連した使用額を把握することはできず、上述した予備費に関する使用調書も併せて確認する必要がある。

「第2歳出」の「(4)翌年度繰越」を見ると、

表7 一般会計歳入歳出決算説明における報告内容

		報告内容
第1 歳入		収納済歳入額を主管別に区分し、①歳入予算額、②収納済歳入額、③予算額と収納済歳入額の比較と④その増減理由を報告
(1) 総説	(1) 総説	歳出に関する概要を報告
	(2) 支出済歳出額	支出済歳出額を所管別に区分し、①歳出予算額、②支出済歳出額、③翌年度繰越額、④不用額を報告
第2 歳出		(3) 予備費使用 予備費の使用額を所管別、組織別、項別に報告
	(4) 翌年度繰越	翌年度への繰越額を所管別、組織別、項別に報告
	(5) 予算不用	歳出予算の不用額（歳出予算 - （支出済歳出額 + 翌年度繰越額））を所管別、組織別、項別に報告
第3 剰余金		「収納済歳入額 - 支出済歳出額」で計算される剰余金を報告

出所：財務省 2012f をもとに作成。

表8 平成22年度の東日本大震災からの復旧に要した経費に係る決算説明

(単位：千円)

所管	組織	項目	金額
内閣府	内閣本府	防災政策費	30,157,036
厚生労働省	厚生労働本省	災害救助等諸費	30,099,376
経済産業省	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	1,697,634
国土交通省	海上保安庁	船舶交通安全及海上治安対策費	485,442
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	11,781,947

注： 予備費は復興関連経費以外にも使用されているが、表8では東日本大震災からの復旧に関連した事項のみを記載している。

出所：財務省 2012f:12 をもとに作成。

内閣府所管の防災政策費（9億余円）と防衛省所管の船舶交通安全及海上治安対策費（32億余円）が計上されている（財務省 2012f:13, 20）。予備費を使用するということは、歳出予算で予備費として計上していたものを、特定の経費の財源に充當するために必要な金額を予備費から新規あるいは既存の項の区分に振り替えることであり（澤井 2015:41-42）、翌年度繰越とは、予算計上したものの当年度では使用せずに翌年度に繰り越す金額である。ここでは翌年度繰越額のみが表示されているため、翌年度繰越額の中に震災からの復旧のために予備費から充当した金額が含まれているのか判断することはできない。

もし、翌年度繰越額の中に震災からの復旧に関する経費が含まれているのであれば、翌年度に繰り越すことになった理由等の定性的な情報を記し

ておくことで、今後、発災により予備費を使用する必要性が生じた際に、より適正な予備費の活用が可能になるのではないだろうか。

「第2 歳出」の最後の説明項目である「(5) 予算不用」では、内閣府所管の防災政策費が215億余円不用となり、その理由として、被災地への緊急支援物資調達において、多くの支援物資が無償で提供されたこと等が説明されていた（財務省 2012f:30）。不用額については理由も併せて説明されているため、詳細に把握することが可能であった。

予算不用額とは、歳出予算額のうち、1会計年度終了時点で使用する必要がない金額のことをいい、「歳出予算現額 - (支出済歳出額 + 翌年度繰越額)」で求められる。防災政策費の不用額は被災地への支援物資の多くを無償で確保することが

表9 「歳入歳出決算及び各事項の計算」における内閣府所管の防災政策費に関する説明

(単位：千円)

所管・組織・項	歳出 予算額	前年度 繰越額	予備費 使用額	流用等 増減額	予算決定後 移管増減額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額
防衛政策費	4,015,383	301,121	30,371,702	0	0	8,987,833	4,178,785	21,521,587

出所：財務省 2012f:60 をもとに作成。

できたことが理由であるが、これも復旧に際して必要となった費用であることには変わりない。一般会計歳入歳出決算は現金の授受の事実に基づいて記録する現金主義を採用しているため、無償で提供された支援物資の金額を決算に計上することはできないが、無償提供を受けた支援物資に関する定性的な情報を記録しておくことは、今後、災害が発生した時に有用な情報となるだろう。⁷⁾

4.1.2 歳入歳出決算及び各事項の計算での説明のあり方

(A)「一般会計歳入歳出決算説明」の後に、(B)「歳入歳出決算及び各事項の計算」で所管別の報告がされている。平成 22 年度に使用した予備費のうち、翌年度繰越額と予算不用額の両方が発生している防衛政策費は、表9のとおり報告されている。

(B)「歳入歳出決算及び各事項の計算」では、防衛政策費として経理された総額が、①歳出予算額、②前年度繰越額、③予備費使用額、④流用等増減額、⑤予算決定後移管増減額、⑥支出済歳出額、⑦翌年度繰越額、⑧不用額の順で説明されている。ここでは防衛政策費として区分された支出が合算されて報告されているため、当該説明から震災からの復旧のために活用された金額のみを把握することはできない。加えて、内閣府のホームページでは、内閣府の決算に係る文書として別途、「平成 22 年度政策ごとの決算との対応について」を公表しているが、ここで報告されている内容は表9で報告されている内容と同様であるため(内閣府 2012)、より詳細な情報を入手することはできなかった。

4.2 平成 23 年度——一般会計での決算説明

平成 23 年度は予備費を使用するとともに、復

興に関連する経費の補正予算が組まれた。厚生労働省所管で使用された予備費 503 億余円の決算説明のあり方は、平成 22 年度決算説明でのあり方と同じであるため、ここでは、表4で示した歳出追加額として予算が組まれた経費項目について確認する。

予算成立時と決算時の説明のあり方には大きな違いがある。平成 23 年度の補正予算が成立した際、かかる説明では歳出の追加額が経費項目別に説明されている。すなわち、予算説明では、複数の省庁における各経費項目の予算が合算され、総額の情報が表示される。その一方で、平成 23 年度の決算説明では、歳出予算額や支出済歳出額等が所管・組織・項の区分ごとに説明されている。つまり、予算説明では、どの経費項目に対してどの程度の予算を計上したかという情報を提供し、決算説明では、どの省庁において、何に対して、いくら支出したのかを説明しているのである。予算説明と決算説明では「何を伝えなければならないか」という点が異なっているといえるが、異なる側面から同一施策や事業について報告しているにすぎないため、予算説明と決算説明のいずれの側面からでも、同一の情報を得られなければならない。では、これら予算説明と決算説明はどのように連携しているのだろうか。以下では、①予算説明に関する文書と②決算説明に関する文書それぞれを始点とした場合のこれら文書の連携を確認する。なお、経費項目が多岐に渡るため、①と②それぞれにおいて、以下に示す一つの項目のみ取り上げる。

- ①予算説明に関する文書「平成 23 年度一般会計補正予算（第 1 号）等について」（財務省 2011e）に着目し、経費項目「災害救助費」の予算と決算の連携
- ②決算説明に関する文書「平成 23 年度一般会

表 10 厚生労働省所管の災害救助費の決算説明での開示

(単位：千円)

所管・組織・項	歳出 予算額	前年度 繰越額	予備費 使用額	流用等 増減額	予算決定後 移管増減額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額
災害救助等諸費	448,476,163	0	50,690,606	0	0	486,516,768	0	12,650,000
東日本大震災 復旧・復興 災害救助等諸費	30,072,358	0	0	0	0	30,072,358	0	0

出所：財務省 2012g:89 をもとに作成。

「計歳入歳出決算説明」（財務省 2012g）に着目し、内閣府（内閣本府）所管の項区分「防衛政策費」の予算と決算の連携

4.2.1 予算説明に関する文書「平成 23 年度一般会計補正予算（第 1 号）等について」に着目した場合の「災害救助費」の予算と決算の連携

災害救助費は第一次補正予算で 3625 億余円、第三次補正予算で 300 億余円の合計 3926 億余円が追加の歳出額として計上された（表 4）。会計検査院が平成 24 年 10 月に公表した会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告書「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」⁸⁾によると、当該予算は厚生労働省所管である（会計検査院 2012b: 141-143）。所管を把握したうえで厚生労働省が公表した「平成 23 年度厚生労働省所管 一般会計歳出予算補正（第 1 号）各目明細書」を確認すると、項の区分「災害救助等諸費」において、項からさらに細分化された目の区分で「災害救助費等負担金」が 3625 億余円（厚生労働省 2011a:7）、「平成 23 年度厚生労働省所管 一般会計歳出予算補正（第 3 号）各目明細書」では、項の区分「東日本大震災復旧・復興災害救助等諸費」において、目の区分で「災害救助費等負担金」が 300 億余円計上されている（厚生労働省 2011b:9）。つまり、予算説明では「災害救助費」として同一の経費項目で計上されているものが、決算では、異なる項の区分で報告されていることになる。それが表 10 である。

第一次補正予算で計上された災害救助等諸費（厚生労働省所管）は、目の区分で「災害救助費等負担金」「災害弔慰金等負担金」「災害救護貸付

金」の三つに区分されており、これらの成立予算総額は 4484 億余円、不用額が 126 億余円発生している（財務省 2012g:89）。不用額が発生した理由として、東日本大震災復旧・復興に係る災害弔慰金等負担金を要することが少なかったこと等が挙げられている（財務省 2012g:39）。なお、第三次補正予算で計上された東日本大震災復旧・復興災害救助等諸費（厚生労働省所管）は全額使用されていた（財務省 2012g:89）。

このように目の区分である「災害救助費等負担金」は決算説明において異なる項の区分で報告されていた。しかし、第一次補正予算、第三次補正予算ともに、応急仮設住宅の供与等の応急救助に必要な経費のために使用されている（会計検査院 2012b: 144, 167）。同じ事業のために支出されているにもかかわらず、なぜ異なる項の区分で報告されているのだろうか。財務省や厚生労働省が公表する決算に関する文書で情報が開示されていないため、この点について疑問が残る。

4.2.2 決算説明に関する文書「平成 23 年度一般会計歳入歳出決算説明」に着目した場合の予算と決算の連携

国の会計では決算よりも予算が重要視されるが、決算説明の読み手が、成立した予算に関する説明文書を見ずに決算説明を確認するということも考えられる。ここでは、平成 22 年度予備費でも支出された内閣府所管の「防災政策費」について、決算説明と予算説明の連携を確認する。まず、表 11 が決算説明で開示されている「歳入歳出決算及び各事項の計算」での開示内容である。

防災政策費の歳出予算額は 3741 億余円であり、具体的には表 12 のとおりに予算が編成されている。

表 11 平成 23 年度の内閣府所管防災政策費の決算説明での開示

(単位：千円)

所管・組織・項	歳出 予算額	前年度 繰越額	予備費 使用額	流用等 増減額	予算決定後 移管増減額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額
防災政策費	374,198,383	4,178,785	217,908,256	0	0	394,595,506	197,361,370	4,328,546

出所：財務省 2012g:66 をもとに作成。

表 12 防災政策費の予算に関する説明

【パネル A：第一次補正予算】

(単位：千円)

項	目の区分	平成 23 年度 成立予算	補正要求			改平成 23 年度 予算額
			追加額	修正減少額	差引額	
防衛政策費		4,020,374				56,020,374
	被災者生活再建支援 金補助金	600,000	52,000,000		52,000,000	52,600,000
	職員旅費外 7	3,420,374	0	0	0	3,420,374

出所：内閣府 2011b:1 をもとに作成。

【パネル A：第二次補正予算】

(単位：千円)

項	目の区分	平成 23 年度 成立予算	補正要求			改平成 23 年度 予算額
			追加額	修正減少額	差引額	
防衛 政策費		56,020,374	318,178,009		318,178,009	374,198,383
	放射線量低減基準策定調査 等委託費	0	196,026		196,026	196,026
	放射線量低減対策特別緊急 事業費補助金	0	17,981,983	0	17,981,983	17,981,983
	被災者生活再建支援金補助金	52,600,000	300,000,000		300,000,000	352,600,000
	職員旅費外 7	3,420,374	0	0	0	3,420,374

出所：内閣府 2011c:1 をもとに作成。

当初予算での歳出予定額は 40 億余円であり、第一次補正予算において、被災者生活再建支援金補助金に対して 520 億円が、第二次補正予算において、放射線量低減基準策定調査等委託費に 1 億余円、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金に 179 億余円、被災者生活再建支援金補助金に 300 億円が追加の歳出として計上され、補正予算編成後の防災政策費の予算は表 11 と同じ 3741 億余円となっている。震災からの復旧・復興に要する経費は、予備費を除くと補正予算で賄われるので、当初予算の 40 億余円は、震災復興以外の経費として使用される。

表 13 では、補正予算で歳出が追加された内閣府（内閣本府）所管の事業を示しており、表 12 と表 13 で示した金額を突合させると、第一次

正予算で計上された 520 億円が「その他の東日本大震災関係経費」、第二次補正予算で計上された 180 億余円（179 億余円 + 1 億余円）が「原子力損害賠償法等関連経費」、そして 300 億余円が「被災者支援関係経費」という経費項目で計上されていることがわかる。

以上より、複数の文書を照らし合わせることによって、経費項目別に開示される予算情報と決算説明で開示される所管・組織・項別の情報の連携を把握することはできる。とは言うものの、東日本大震災からの復旧・復興に要した経費を一般会計の決算説明から理解するには、膨大なる時間を要することは否定できない。

表13 補正予算で歳出が追加された内閣府（内閣本府）所管の事業

(単位：千円)

補正予算	経費項目	事業名	予算現額
第一次 補正予算	その他の東日本大震災関係経費	被災者生活再建支援金補助金	52,000,000
	その他	東日本大震災に関する情報提供	791,611
第二次 補正予算	原子力損害賠償法等関係経費	福島県特別緊急除染事業	17,981,983
		基準策定委託事業	196,026
	被災者支援関係経費	被災者生活再建支援金補助金	300,000,000
第三次 補正予算	東日本大震災復旧・復興予備費	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費（福島県）	199,999,254
		東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費	40,385,156
		東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費（除染実証事業や警戒区域への一時立ち入りにおけるリスククリーニング・除染拠点の運営等）	14,997,724
		東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費（福島県外）	2,183,505
		東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費（支出委任）	727,773
	災害救助等関係経費	被災者への心のケア対策等の推進事業（自殺対策）	3,700,000
		復興支援型地域社会雇用創造事業	3,200,000
		新しい公共支援事業	879,000
		東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業	237,300
		被災公文書等の修復支援事業	70,297
		実践キャリア・アップ事業	38,000
		東日本大震災復興調整費（東日本大震災一周年合同追悼式開催事業）	34,119
第三次 補正予算	全国防災対策費	LED 道路照明等の整備（全国の防災）【直轄】	1,206,000
		総合防災情報システムの整備（衛星通信ネットワークの機能強化）	940,015
		地域防災力向上支援事業	402,500
その他の東日本大震災関係経費	その他の東日本大震災関係経費	東日本大震災における地震・津波による被災実態調査・アーカイブ化	232,180
		被災地における民間資金等活用事業の活用推進のための調査	76,065
		大規模地震対策（東海・東南海・南海地震及び首都直下地震）の再構築に関する検討調査	45,512
		災害時多目的船に関する調査・検討業務	30,482
		災害発生時における災害情報の伝達のあり方調査	20,723
		東日本大震災を踏まえた被災者の総合的な生活再建支援のあり方に関する調査	19,228

注：会計検査院の検査報告で示されている金額は、内閣府や財務省が公表する予算説明での数値と異なっている場合がある。

出所：会計検査院 2012b:141-207 をもとに作成。

4.3 平成 24 年度

——東日本大震災復興特別会計での決算説明

平成 24 年度より復興特別会計によって東日本大震災からの復興に係る歳入・歳出が説明されている。平成 24 年度復興特別会計の歳入に関して、「平成 24 年度東日本大震災復興特別会計決算に関する情報」において、同年度の歳入予算額は 4 兆 9706 億余円（表 5）、収納済歳入額は 5 兆 222 億余円であり、その内訳として、①税収 7005 億余円（復興特別所得税が 511 億余円、復興特別法人税が 6493 億余円）、②一般会計からの受入が 1 兆 9999 億余円、③復興公債金が 2 兆 3032 億余円、④税外収入が 184 億余円であることが報告されている（復興庁 2013a）。また歳出は、歳出予算額が 4 兆 9706 億余円であったが（表 6）、支出済歳出額は 3 兆 1522 億余円であった（復興庁 2013a）⁹⁾。歳出については 16 の所管ごとに支出された金額が報告されており、表 14 では、復興庁が支出した歳出の概要を示している。

表 14 の太枠から下の項目を見ると、復興庁が支出した 570 億余円のうち復興特別会計からその他の特別会計へ繰り入れた額が 536 億余円ある。

復興庁共通費の 25 億余円は、復興庁設置法に基づく復興庁運営のための経費であることを踏まえると、表 14 太枠内の東日本大震災復興支援対策費、東日本大震災復興推進調整費、福島避難解除等区域生活環境整備費、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費が復興庁の政策によるものとなる（復興庁 2013b:3）。これらの施策について、予算説明と決算説明の連携を示したもののが表 15 である。

このように、復興庁が公表する決算説明と会計検査院による検査報告書を突合することによって、決算説明における項の項目と予算説明で示された経費項目の連携を比較的容易に確認することができた。

平成 23 年度は、東日本大震災からの復旧・復興に要した経費を一般会計で処理・説明しており、ここでは支出済歳出について、予算での説明と決算でのその連携を把握することが容易ではなかった。なぜなら、震災からの復旧・復興に関する経費以外の経費も合算された金額で予算および決算説明が行われるため、東日本大震災からの復興に要した経費を把握するには、まずはこれらを分解する必要があったからである。その一方で、

表 14 復興庁が平成 24 年度に支出した歳出

(単位:千円)

歳出	
復興庁	57,069,000
復興庁共通費	2,506,977
東日本大震災復興支援対策費	7,285
東日本大震災復興推進調整費	178,870
福島避難解除等区域生活環境整備費	373,842
福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費	41,347
就職支援法事業費労働保険特別会計への繰入	10,000
農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計への繰入	2,496,000
森林整備事業費国有林野事業特別会計への繰入	4,014,000
治山事業費国有林野事業特別会計への繰入	2,108,000
治水事業費国有林野事業特別会計への繰入	4,059,000
道路整備事業費社会資本整備事業特別会計への繰入	30,273,000
港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計への繰入	10,681,000
空港整備事業費社会資本整備事業特別会計への繰入	317,000

注：歳入歳出決算の概要では、支出がなかった項目についても記載されているが、上表では省略している。

出所：復興庁 2013a:2-4, 2013c; 会計検査院 2013b:283 をもとに作成。

表15 平成24年度の復興庁による政策ごとの予算説明と決算説明の連携関係

(単位：千円)

文書公表省庁	復興庁	復興庁	会計検査院		
確認文書	復興庁 2013a	復興庁 2013c	会計検査院 2013b		
確認箇所	歳入歳出決算の概要	政策ごとの決算との対応について（個別表） 【特別会計】	別表2 東日本大震災復旧・復興事業一覧 （経費項目別）		
項目	項目	金額	事項	経費項目	事業名
復興庁による政策	東日本大震災復興支援対策費	7,285	東日本大震災復興に係る支援対策に必要な経費	災害救助等関係経費	復興特区支援利子補給金
	東日本大震災復興推進調整費	178,870	東日本大震災復興に係る推進調整に必要な経費	災害救助等関係経費	東日本大震災復興推進調整費
	福島避難解除等区域生活環境整備費	373,842	福島避難解除等区域の生活環境に必要な経費	原子力災害復興関係経費	福島避難解除等区域生活環境整備事業
	福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費	41,347	福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業に必要な経費	原子力災害復興関係経費	福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業

出所：復興庁 2013a, 2013c:3;会計検査院 2013b:258-268 をもとに作成。

復興特別会計が設置されたことによって、復興特別会計で報告される内容はすべて東日本大震災からの復興に関連するものであるとの前提が成り立っている。ゆえに、「東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図る」という復興特別会計設置の目的は果たされているといえる。

おわりに

戦後最大の被害を出した東日本大震災からの復旧・復興においては、さまざまな制度が新設された。そのうちの一つが復興特別会計である。わが国では、近い将来、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震が発生する可能性が指摘されているため、東日本大震災からの復旧・復興に際し運用されている復興特別会計を見直し、その意義を確認することは重要であろう。

東日本大震災からの復旧・復興のための歳入と歳出は、平成22年度と平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は復興特別会計において経理され、報告されている。本稿では、災害からの復旧・復興のための財源として予備費を使用した平成22年度、補正予算を編成した平成23年度、そして、復興特別会計を用いた初年度である

平成24年度に着目し、当該年度において、復旧・復興に要した経費が決算説明でいかに説明され、これが予算説明どのように連携しているのかを確認した。加えて、決算説明で提供される情報が、将来、災害が発生し復旧・復興活動を実施することになった際に有用な情報となり得るのかという観点からも検討を行った。

予算説明と決算説明での情報の開示方法には大きな違いがある。それは、予算説明では、支出する金額が経費項目ごとに説明される一方で、決算説明では、支出された金額が所管、組織、支出項目の目的ごとに説明されていることである。説明のあり方は異なるものの、会計検査院による報告書や各省庁が公表する文書等を用いることで、予算説明における情報と決算説明におけるその連携を確認することはできた。ただし、本稿で着目した内閣府所管の防災政策費のように、一般会計では、東日本大震災からの復旧・復興に要した経費でなくとも「防災政策費」に分類されるものはすべて合算されて報告されるため、東日本大震災からの復旧・復興のために活用された金額のみを把握することはできなかった。この点において、復興特別会計では、東日本大震災からの復旧・復興のために活用された金額のみが当該会計で報告されるため、復興特別会計設置の目的である東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明

化を図ることは果たされているといえる。

国の会計は、現金の收支に基づいて行われている。それゆえ、無償で支援物資を受けたことによって支出しなかった予算については、経費として計上されることはなく予算不用額として報告されていた。また、国は、発生主義、複式簿記といった企業会計の考え方を参考にした省庁別財務書類を作成しているが、そこでも、無償提供を受けた支援物資に関する情報の報告はなかった。東日本大震災では支援物資の無償提供を受けることができたが、これも復旧のための費用の一部である。

会計とは、経済主体の実施する経済活動を写像するものである。これにより、報告者は資金の使途に関する説明責任を果たすことができる。それだけでなく、当該情報は、将来の意思決定に活用することもできる。このような会計の役割を踏まえると、東日本大震災からの復旧・復興に要した費用を、定量的に記録できないのであれば定性的な情報としてでも記録しておくことは、東日本大震災と同規模あるいはそれ以上の規模の災害が発生した時に確保すべき適正な財源を把握するための情報となり得るだろう。

東日本大震災からの復旧・復興に要した経費について、その決算説明のあり方を一般会計と復興特別会計で比較したところ、復興特別会計での決算説明は一般会計のそれより複雑性が低減しており、復興特別会計設置の意義を見いだせた。その一方で、決算説明のあり方は将来の発災時に役立つ情報を提供し得るのかという点では、改善の余地があると考える。

付記

本稿は、関西学院大学災害復興制度研究所共同研究プロジェクト研究課題「災害多発時代における公会計制度のあり方に関する研究」の助成を受けた。ここに記して、謝意を申し上げる。

注

- 1) 復興庁とは、東日本大震災からの復興を一刻も早く成し遂げることができるように、被災地に寄り添いながら、前例にとらわれず、果断に復興事業を実施するため内閣に設置された組織である（復興庁 2023a）。
- 2) 嶸入歳出予算は、各収入または支出をまず組織別に区分し、各組織内で、歳入はその性質に基づいて、歳出はその目的に基づいて「款・項・目・節」に区分される。「款」が大区分であり、「款」を細目化したものが「項」、「項」を細目化したものが「目」、「目」を細目化したものが「節」である。
- 3) 第三次補正予算での歳出追加額は、復興債のほか、雑収入（既定経費の減額や税外収入等）で賄われる（財務省 2011d: 1; 福嶋 2011c: 1-5）。
- 4) 平成 24 年 2 月 8 日に成立した第四次補正予算では、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（震災復興機構）の社債および借入金に係る債務について、5000 億円の政府保証限度額が設定されている（財務省 2012b: 1）。震災復興機構は、震災の被害を受けた事業者に対して事業の継続・再開を支援するために国が設立した株式会社である（震災復興機構 2023）。
- 5) 会計検査院が平成 24 年 10 月に公表した会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告書「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」では、第二次補正における地方交付税交付金は 4573 億余円（5454 億余円から普通交付税増額分の 881 億余円を控除）であり、その結果、第二次補正予算の合計額は 1 兆 9106 億余円だと報告している（会計検査院 2012a: 27）。
- 6) 東日本大震災復旧・復興予備費の減額分を除いた合計である。
- 7) 国は企業会計の考え方（発生主義、複式簿記）を参考にした省庁別財務書類を平成 15 年度決算分より作成している。発生主義に基づくと無償で取得した場合でも会計処理が必要になる。加えて、内閣府の平成 22 年度の省庁別財務書類では、東日本大震災の復旧に要した費用についての開示を見つけることはできなかつた（内閣府 2011a）。この点も検討に値すると考える。
- 8) 復興特別会計においても、会計検査院による検査が実施されており、平成 24 年 10 月 25 日、平成 25 年 10 月 31 日、平成 27 年 3 月 2 日、平成 28 年 4 月 6 日、平成 29 年 4 月 12 日にそれぞれ報告書が公表されている。
- 9) なお、平成 23 年度一般会計からの繰越額を含めると、平成 24 年度の歳出予算現額は 9 兆 7402 億余円、支出済歳出額が 6 兆 3131 億余円、翌年度繰越額が 2 兆 2030 億余円、不用額が 1 兆 2240 億余円であった（復興庁 2013b）。
- 10) 経費項目は「その他の東日本大震災関連経費」である（会計検査院 2013b: 283）。

参考文献

- 馬場英朗・大川裕介・林伸一編著、2016、『入門 公会計のしくみ』中央経済社。

- 復興庁, 2013a, 「平成 24 年度東日本大震災復興特別会計決算に関する情報」
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20131120_24kessan_hukkou.pdf, 2023年9月10日にアクセス)。
- 復興庁, 2013b, 「平成 24 年度東日本大震災復興特別会計の決算概要及び平成 24 年度東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況について」
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20130731_24kessann_gaiyou.pdf, 2023年9月10日にアクセス)。
- 復興庁, 2013c, 「平成 24 年度政策ごとの決算との対応について」
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20131226_24seisakuhyouka_kessan.pdf, 2023年9月10日にアクセス)。
- 復興庁, 2023a, 「復興庁の役割」
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat12/yakuwari.html>, 2023年9月10日にアクセス)。
- 復興庁, 2023b, 「平成 23 年度及び 24 年度復興関係予算」
https://www.reconstruction.go.jp/topics/120611_hukkouyosan.pdf, 2023年9月10日にアクセス)。
- 福嶋博之, 2011a, 「4 兆円規模となった平成 23 年度第 1 次補正予算～課題を残した復興財源の確保～」『立法と調査』(317): 26–32.
- 福嶋博之, 2011b, 「喫緊に必要な経費の計上にとどまったく第 2 次補正予算～決算剩余金の活用により国債増発は回避～」『立法と調査』(319): 95–100.
- 福嶋博之, 2011c, 「本格的復旧・復興予算に基づかれた第 3 次補正予算～歳入の大宗は財源の裏付けのある復興債により確保～」『立法と調査』(322): 3–13.
- 廣瀬喜貴, 2019, 「政府における予算・決算情報の分析」『公会計テキスト』中央経済社。
- 石崎一登, 2016, 「国の会計」馬場英朗・大川裕介・林伸一編著, 『入門 公会計のしくみ』中央経済社。
- 株式会社 東日本大震災事業者再生支援機構（震災復興機構）, 2023, 「機構概要」
<http://www.shien-kiko.co.jp/summary.html>, 2023年9月10日にアクセス)。
- 会計検査院, 2012a, 「会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告書『東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について』」
https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/241025_zenbun_2.pdf, 2023年9月10日にアクセス)。
- 会計検査院, 2012b, 「会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告書『東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について』（別表）」
https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/241025_betsu_zenbun_2.pdf, 2023年9月10日にアクセス)。
- 会計検査院, 2013a, 「会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告書『東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について』」
https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/251031_betsu_zenbun_1.pdf, 2023年9月10日にアクセス)。
- 会計検査院, 2013b, 「会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告書『東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について』（別表）」
https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/251031_betsu_zenbun_1.pdf, 2023年9月10日にアクセス)。
- 厚生労働省, 2011a, 「平成 23 年度厚生労働省所管 一般会計歳出予算補正（第 1 号）各目明細書」
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/11hosei/dl/02.pdf>, 2023年9月10日にアクセス)。
- 厚生労働省, 2011b, 「平成 23 年度厚生労働省所管 一般会計歳出予算補正（第 3 号）各目明細書」
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/11hosei/dl/05.pdf>, 2023年9月10日にアクセス)。
- 国税庁, 2023, 「国の予算」
<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/hatten/page09.htm>, 2023年9月10日にアクセス)。
- 黒木淳編著, 2019, 『公会計テキスト』中央経済社。
- 宮入興一, 2018, 「東日本大震災における復興財政と財源問題」『災害復興研究』(10): 39–62.
- 三好ゆう・佐藤ラクミニ瞳ウイムッティ, 2017, 「東日本大震災に係る復興関連予算の再評価」『福知山公立大学研究紀要』1 (1): 169–193.
- 内閣府, 2011a, 「平成 22 年度 内閣府 一般会計省庁別財務書類」
<https://warp.ndl.go.jp/collections/info:ndljp/pid/11019019/www.cao.go.jp/yosan/soshiki/zaimu/cao-h22-ippan.pdf>, 2023年9月10日にアクセス)。
- 内閣府, 2011b, 「平成 23 年度内閣府所管 一般会計歳出予算補正（第 1 号）各目明細書」
https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h23/h23naikakufu_hosei_1.pdf, 2023年9月10日にアクセス)。
- 内閣府, 2011c, 「平成 23 年度内閣府所管 一般会計歳出予算補正（第 2 号）各目明細書」
https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h23/h23naikakufu_hosei_2.pdf, 2023年9月10日にアクセス)。
- 内閣府, 2012, 「平成 22 年度政策ごとの決算との対応について」
https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h22/seisakukessan_h22.pdf, 2023年9月10日にアクセス)。
- 日本経済新聞, 2023, 「復興予算 6.5 兆円使われず 20 年度まで 10 年間、ソフト面対策に課題、復興厅把握の避難者数、実態より多く」日本経済新聞 2023 年 2 月 4 日。
- 桜井久勝, 2023, 『財務会計講義（第 24 版）』中央経済社。
- 参議院, 2023, 「今日の参議院の活動：決算の審査」
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/sinsa.html>, 2023年9月10日にアクセス)。
- 澤井勇人, 2015, 「決算に関係する基本用語」『経済のプリズム』(136): 41–42
https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h27pdf/201513604.

- pdf, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2011a, 「平成 22 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 2）」
(<https://www.bb.mof.go.jp/server/2010/dlpdf/DL2010e1013.pdf>, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2011b, 「平成 23 年度補正予算（第 1 号、特第 1 号及び機第 1 号）等の説明」
(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11400594/www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2011/sy230428/sy230428h.pdf, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2011c, 「平成 23 年度補正予算（第 2 号及び特第 2 号）の説明」
(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11400594/www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2011/sy230715/sy230715f.pdf, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2011d, 「平成 23 年度補正予算（第 3 号、特第 3 号及び機第 2 号）等の説明」
(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11400594/www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2011/sy231028/sy231028h.pdf, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2011e, 「平成 23 年度一般会計補正予算（第 1 号）等について」
(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11400594/www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2011/sy230422/hosei230422b.pdf, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2012a, 「平成 23 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書」
(<https://www.bb.mof.go.jp/server/2011/dlpdf/DL2011e1012.pdf>, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2012b, 「平成 23 年度補正予算（第 4 号、及び特第 4 号）等の説明」
(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11400594/www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/
budget/fy2011/sy240124f.pdf, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2012c, 「東日本大震災復興特別会計歳入歳出予定期額各自明細書」
(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/20121691100.pdf>, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2012d, 「東日本大震災復興特別会計歳入歳出予算補正予定期額（特第 1 号）各自明細書」
(https://www.reconstruction.go.jp/topics/20130226_h24_hosei01_fukkoukakumoku.pdf, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2012e, 「平成 24 年度予算及び財政投融资計画の説明」
(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11400594/www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2012/h24y.htm, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2012f, 「平成 22 年度一般会計歳入歳出決算」
(<https://www.bb.mof.go.jp/server/2010/dlpdf/DL201072001.pdf>, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2012g, 「平成 23 年度一般会計歳入歳出決算」
(<https://www.bb.mof.go.jp/server/2011/dlpdf/DL201172001.pdf>, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2013a, 「平成 24 年度補正予算（第 1 号、特第 1 号及び機第 1 号）等の説明」
(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11400594/www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2012/sy250204/sy250204h.pdf, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省, 2023, 「一般会計に対して、特別会計とは何ですか」
(<https://www.mof.go.jp/faq/budget/01al.htm>, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).
財務省主計局, 2022, 「令和 4 年版 特別会計ガイドブック」
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/special_account/fy2022/2022-zentaiban.pdf, 2023 年 9 月 10 日にアクセス).